

令和7年度 丸亀市「提案型協働事業」 を募集します！

令和7年度より
募集期間が変更に
なりました！

地域の課題を効果的に解決していくため、市民活動団体等の皆さんの知識や経験を活かし、市と団体が協働で行う事業の提案を募集します。提案事業や団体の要件等、詳しくは募集要項をご覧ください。

市提案型

市が抱えている課題で、市民活動団体等の皆さまと協働して進めたいと思っているテーマについて、市民活動団体等が考える具体的な事業を提案するもの。

令和7年度 募集テーマ

事業内容

丸亀ファン（関係人口）創出事業

市のPRツアーやイベントの企画、多様な媒体による発信により、地域のファンを獲得する事業を実施する。

男性の家事・育児等への
参画機会の創出事業

男性の育休取得の更なる促進に向け、家事や育児等に対する男女間のギャップを埋めるため、育児講座やお掃除講座、簡単料理講座などを実施する。

共生社会実現に向けた
文化芸術からのアプローチ
障がい者文化芸術活動への理解促進

障がい者の文化芸術活動の機会の拡充、および文化芸術活動への理解を深めるため、発表会や講演会、ワークショップなどを開催する。

公式YouTubeを活用した
丸亀市の子育て支援情報の発信事業

市が実施している子育て支援事業の利用促進に向け、支援事業の紹介やよくある質問、悩み等についての動画を作成し、市公式YouTubeにて発信する事業。

綾歌森林公園研修棟前広場の
オブジェ制作事業

綾歌森林公園研修棟前広場のオブジェ老朽化に伴い、それに代わる象徴的なオブジェの制作および、憩いのスペースとしての場の創出。

駅からお城をつなぐ
滞在型観光推進事業

現在、お城と駅前で実施している「キャッスルロード」と「ウインターイルミネーション」を同時期に開催する予定としており、駅からお城までの一体感を出すため、各商店街（浜町ギャラリーや富屋町商店街等）をイルミネーション等で彩る事業。

伝統的建造物の保存活用

本島町笠島伝建地区に残る塩飽大工によって建てられた建造物の、伝統的な建築手法や文献資料等を調査し、瀬戸内国際芸術祭の開催に合わせ一般公開を行う。

団体提案型

市民生活における課題やニーズに対応する事業を市民活動団体等が提案するもの。テーマは自由ですが、市の施策に沿った内容となるよう、丸亀市総合計画の施策に関連する事業としてください。

お問合せ先

丸亀市地域づくり課

☎ 0877-24-8853

詳しくは右記のQRコードから
丸亀市HPをご覧ください



事業の募集期間・委託期間と委託料

-次のすべてを満たす事業が対象です-

- ①丸亀市内で実施される事業
- ②公益的、社会貢献的な事業で、団体と市が協働して取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながる事業
- ③市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ④協働の役割分担が明確で、協働による相互補完で相乗効果が高まる事業
- ⑤実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- ⑥先進性、先駆性があり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑦予算の見積もりや事業企画が適正な事業

- ⑧継続性が認められる事業
- ⑨丸亀市総合計画（要項P16.17）の施策に関連する事業

-次に該当する事業は対象外です-

- ①営利を目的とした事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③政治、宗教、選挙活動に関わる事業
- ④施設等の建設や整備を目的とする事業
- ⑤飲食を主とする地域住民の交流行事等のイベント事業
- ⑥国や地方公共団体及びその他の団体等からの助成等を受ける事業
- ⑦すでに提案型協働事業で採択されている事業（※前年度採択事業に限り、継続して実施可能）

団体の要件 -すべてを満たす団体が対象です-

- ①マルタスにて市民活動登録をしていること。（事業所は登録不要）
- ②香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ③5人以上で構成される団体（法人格の有無や営利・非営利は問わない）であること。
注1 市民活動を実践する団体員で構成する実行委員会についても可とする。
注2 事業者が申請する場合は、その活動が営利を目的としない、公益的なものである場合に限る。
- ④組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ⑤事業や予算、決算を適正に行っていること。
- ⑥委託業務を的確に遂行できること。
- ⑦過去1年以上の公益的な活動の実績があり、活動実績が事業報告、決算、広報、会報等の書類で確認できること。
- ⑧団体及び代表者に、丸亀市に関する税の滞納がないこと。
- ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑩暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

丸亀市外の団体も
応募が可能です！

事業の募集期間・委託期間と委託料

令和7年1月31日（金）までに事前協議を行い、書類提出は、令和7年2月3日（月）～令和7年2月14日（金）17時厳守、委託期間は令和7年4月1日（火）～令和8年3月16日（月）までの間の必要な期間です。
また、委託料の上限は50万円で、事業に必要と認められる額とします。（支払いは原則として事業完了検査後に行います。）

提案型協働事業の流れ

募集要項の確認

お問合せ

担当課と事前協議

応募

選考会・プレゼン

事業決定・委託契約

事業着手・実施

事業報告

委託料請求

報告会

事前協議 1/31まで

書類提出
2/1～2/14

2/21

事業実施 4/1～3/16